

The Study of the Feudal Lords' Chief Retainers "Karo" System in Early Modern Japan: The Case of Feudal Lord Maeda Family

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-07-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/00054808

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



学 位 論 文 要 旨

Dissertation Abstract

学位請求論文題名 Dissertation Title

近世大名家における家老制の研究—加賀前田家を事例に—

(和訳または英訳) Japanese or English Translation

The Study of the Feudal Lords' Chief Retainers "Karo" System in Early Modern Japan: The Case of Feudal Lord Maeda Family

人間社会環境学 専 攻 (Division)

氏 名 (Name) 林 亮太

主任指導教員氏名 (Primary Supervisor) 黒田 智

(注) 学位論文要旨の表紙

Note: This is the cover page of the dissertation abstract.

Karo, the top-ranking retainer serving a feudal lord in early modern Japan was indispensable for stable operation of the domain. However, many of studies discuss how major retainers were involved in a feudal lord to become Karo in early modern period and there are few studies featuring Karos the mid-to-late period.

This paper focuses on the Karo system in the mid-to-late modern period. In this paper, "Karo system" refers to the official services of Karo and various systems that supported the existence of Karo. In order to study into the system, this paper picks up the case of Toshiyori (which is equivalent to Karo in other feudal lords) of Maeda family that governed Kaga domain. By analyzing how the Karo system was organized, the official services of Karo, relationships of Karos involved in the system and histories and mentality of respective families, etc., this paper clarifies what Karo was in the mid-to-late modern period from the perspective of system.

本論文は、近世大名家における家老制—具体的には家老の職制や、その存在を支えた諸制度のことを指す—を解明し、大名家の藩政運営において重要な立場にあった家老についての理解を深化させることを目的とした。内容は以下の通りである。

序章「研究史整理と本論文の分析視角」では、「家老」という語の一般的な理解や、いくつかの大名家の「家老」層について確認した後に、家老の研究状況とそれに対する課題を示し、本論文の分析視角と構成などを説明した。家老研究の課題としては、近世前期を対象にした研究に比べ、中後期の研究が不足しており、大名家における家老の役割やその職制などが不明確な点、家老を構成した「家」の視点からの検討が不十分な点があげられる。これらの課題に対して、本論文では、近世中後期の加賀前田家年寄（他大名家の家老に相当）を分析対象に、年寄を構成した「家」に注目しつつ、年寄制（家老制と同義）の検討を行うことを述べた。

第一部「年寄の確立過程」では、確立過程にこそ、その後の年寄制の核となる年寄政治（年寄を中心とした政治体制）の展開を規定した様々な要素が存在したと考えられることから、年寄が確立していく過程を役方・番方の両面から検討した。また、補足的ではあるが、年寄の番方職である人持組頭が支配した組の性格についても検討を行った。

第一章「保科後見期・綱紀前期の重臣」では、5代藩主綱紀が舅である保科正之（会津藩主）の後見を受けていた時期から、綱紀が行った貞享3年（1686）の職制改革前までの政治構造を検討し、重臣構成の変遷やその職掌を明らかにした。保科後見期には、重臣が「国中仕置」「国之仕置」衆にわかれており、その体制は寛文7年（1667）頃まで続いた。それ以降は、両グループが統合され、連署で文書を発給し、連名で文書を受け取るようになった。そこでは、「年寄」の原型はみられたが、その体制は長くは続かず、年寄制は確立しなかった。

第二章「綱紀中期における重臣の職掌と職名の変化」では、貞享3年の職制改革の内容を確認した上で、改革後の重臣の実態について、職掌と職名の変化に注目しながら検討し、年寄の確立過程を明らかにした。同改革によって、重臣は「大老(4名。後に公儀御用と改称)一人持組頭(7名、内4名大老兼帯)一年寄(宝永4年以降の家老)一若年寄」に再編成された。この時、大老・人持組頭に就任したのは、後に「年寄」と呼称される本多家・長家・横山家・前田長種系・奥村宗家・奥村支家・前田直之系の当主であった(村井家の当主は元禄3年に人持組頭就任)。綱紀は当初、大老は公儀向きの職務のみ勤めること、人持組頭は大老の人材供給源とし、藩政には関与させないこと、年寄が加判・月番を勤め、藩内の全体を統轄し、人持組(後の年寄の一つ下に位置した身分階層)の中から有能な人材をそれにあててを想定していた。つまり、職制改革時の年寄を他大名家の「家老」のような存在にすることを考えていたのである。しかし、改革後、本来番方の役職であった人持組頭が加判・月番を勤め、藩政に関与するようになった。人持組頭から大老が選ばれたので、大老は公儀向きの勤めだけではなく、加判・月番も勤め、藩内のことにも関与した。また、月番を勤める執政職であった年寄が欠員し、宝永4年(1707)にその代わりとして、月番を勤めない家老という役職が誕生した。そして、これ以降、「年寄」とは月番を独占し、大老・人持組頭を勤めた8家のことを指すようになったのである。また、人持組頭は世襲制を採っていたので、それは結果的に年寄制の中に引き継がれ、年寄は代々年寄職を勤める世襲の「家老」として強い権力をもつ存在となった。

第三章「人持組頭による組支配制度の確立とその背景」では、年寄の8家の中でも、1家だけ遅れて元禄3年(1690)に人持組頭に就任した村井家の5代親長に注目し、親長の人持組頭就任、組支配について同家の由緒を加味しながら検討した。その結果、親長の人持組頭就任は、藩主綱紀が村井家重視の志向性をもっていたため意図的に行われたものであること、組支配の制度的な確立期は、実際に親長が組支配を開始した元禄14年であることを明らかにした。

補論一「人持組の構成に関する基礎的検討」では、前章でもふれた人持組頭が支配した人持組に焦点をあて、同組を構成した家の変化について検討を行った。人持組を構成した家数は、時代が下るにつれ増加傾向にあり、元禄期と慶応期を比べると、15家増えていた。人持組に加入した家の多くは、年寄家の分家として創出された家、人持組の一つ下の身分階層である平士から昇進した家であった。後者の事例は、19例確認できたが(元禄14年以降)、その中には人持組に定着せず、組から外れる家もみられた。また、約160年間で19例であるということは、人持組と平士との間には大きな壁が存在していたと考えられ、前田家の重臣は他大名家のそれよりも閉鎖的な性格であったと指摘した。

第二部「年寄の職制とその実態」では、年寄の職務に関わる諸制度、職務の実態について明らかにした。

第四章「年寄の番方職一人持組頭の組支配を対象に一」では、人持組頭による組支配の実態などを検討した。まず、年寄の当主が人持組頭に就任するまでの過程を確認した。その過

程は、「相続、無役→火消→見習→加判・月番（同時ではない時も）→人持組頭」（加判・月番就任以降は他の役職を兼帯）であった。人持組頭就任後、叙爵した者は基本的に公儀御用に就いた。その他の役職には、勝手方御用などがあり、それらは加判・月番就任後であれば就くことがあった。この就任過程は、制度的に定まっておリ、ここではこれを役職就任制と呼称した。この就任制をみると、加判・月番の就任後に、人持組頭に就いていたことがわかる。これには、同職の就任前に役方の職に慣れさせる狙いがあったと考えられる。各人持組頭は、約10家で構成された人持組を支配し、組士の諸願いや様々な事案を円滑に処理しなければならなかった。何か問題を起こせば、人持組頭就任前よりも影響が大きいことは想像できる。そのため、このような就任制にしていたのであろう。組支配の実態については、参勤の御供で人持組頭が金沢を離れる時などには、支配している組を他の人持組頭へ預けていたこと、人持組頭が人持組士に対し、当主の年齢・役職就任状況・家族構成・財政状況などを報告させていたこと、人持組頭が支配する人持組士の「人撰書」（評価書）を作成して、御用番（月番就任者の中でその月の担当者になった者）へ提出し、時には役職就任の推薦も行ってたことなどを明らかにした。

補論二「年寄の後見制—本多政和を事例に一」では、本多政和の後見が開始された時期から終了時期までの過程を示し、後見の実態を明らかにした。後見制は、年寄の当主が幼少相続した際に、他の年寄が複数人でその「家」を支える制度であり、これにより年寄の「家」の安定的な存続が実現していたことから、年寄の世襲制維持に寄与したものであったと指摘した。

第五章「年寄の叙爵と藩政」では、年寄の叙爵者決定過程、諸大夫年寄（元禄期以降4名を上限）とそこから就任した公儀御用の藩政における役割を検討し、年寄制の仕組みの一端を明らかにするとともに、幕藩制の中での彼等の役割を示した。叙爵者決定過程を検討した結果、叙爵者については諸大夫年寄と藩主が話し合い、合意の上で決めていたこと、藩主綱紀が定めた年寄の「家」の序列である「家之列」が座列、役職就任順のみならず、叙爵者選定の基準にもなっていたこと、そして、後世においてもそれを厳格に守りながら叙爵者が決められていたことなどを明らかにした。諸大夫年寄と公儀御用の役割については、諸大夫年寄が幕府巡見上使の対応時などに藩主名代を勤めていたこと、公儀御用が領内への幕令の伝達などの重要な職務を勤めていたことを明らかにし、彼等は幕藩関係の維持・安定化に寄与した存在であったと指摘した。

第六章「一八世紀後半における前田家の家臣団と人選—新井家旧蔵本 白蛾白羽問答書の検討から—」では、まず年寄奥村尚寛（白羽）が新井白蛾（儒者・易学者で藩校明倫堂の初代学頭）へ宛てた書状内容（差出時期は寛政4年の学頭就任前後）から、18世紀後半に家臣団内で起きていた風俗の乱れなどの諸問題を確認した。その中に、有能な年寄・家老が少ないという問題もみられたため、それを掘り下げて彼等の世襲・人選の実態について検討した。年寄は、8家による世襲制が採られていたので、当然のことながら常に有能な者が存在していたわけではなく、職務経験の浅い者が多くなることもあった。年寄の中には、こう

した世襲制の弊害を認識し、有能な人持組士が藩政運営を担うことができるように制度変更を主張した者もいたが、それは実現しなかった。家老も、18世紀初め頃に就任基準の禄高が4,000石以上から3,000石以上に下げられ、人材登用の範囲は広がったものの、一定程度の世襲がみられることから、基本的に有能な者を就かせることはできなかったようである。また、家老の人選については、大身家臣から選ぶべきであるという年寄の意向もみられ、これも人選に影響したと考えられる。

第三部「年寄の「家」と由緒」では、年寄制、及び年寄自体の理解を深化させるためには、年寄という家格集団を構造的にみる必要があることから、それを構成した「家」に注目して検討を行った。具体的には、「家」の由緒を分析視角とし、「家」関係を押さえながら、養子事例、家職について検討することで、「家」の特徴を明らかにした。

第七章「奥村宗家の養子からみる「家」関係と「家」意識」では、年寄奥村宗家の養子事例でみられる「家」関係に注目し、その選定に影響を与えていた「家」意識について検討した。同家には、家祖永福をはじめとする先祖が古くから前田家を支えてきたという輔翼的行為に対する自負心—譜代意識—があり、先祖の恩に報いるためにも「家」の基礎をつくった永福の血筋を継承することが重視されていた。こうした譜代意識から生じた血筋継承の意向と、先祖の血筋継承を重視する当時の武家社会における一般的志向が相まって、奥村宗家の養子は、全て永福の血筋を継承する奥村支家(年寄)から迎えていたことを明らかにした。また、この宗家の養子に対する支家の協力体制は、強い同族意識のあらわれでもあったと指摘した。

第八章「前田家の墓目役と奥村家」では、養子事例以外における奥村宗家・支家の関係を見るために、家職である誕生墓目役を分析対象とした。藩主前田家子女の誕生時には、墓目(鏑矢の一種)を射る儀式が行われたが、それを射る役を誕生墓目役(以下、墓目役)といった。墓目役の事例を検討した結果、同役は基本的に宗家の当主が勤めていたが、病気などの時には支家の当主が代わりに勤めたこと、宗家の当主は、奥村両家が代々墓目役を勤めてきたという由緒意識を持っており、それが同役を勤める正当性の根拠になっていたこと、そして、時にその正当性を主張し、他家の者が墓目役を勤めないようにして奥村家の家職を守っていたことなどを明らかにした。

第九章「村井家の相続観念と「御家」」では、村井家の養子事例を検討し、同家の養子に前田姓の者が多いのは、村井姓で養子候補がない場合、前田家初代利家の血筋から養子を迎えるように、という藩主綱紀の意向が影響していたからであることを明らかにした。また、この意向に従い、利家の血筋から養子を迎えた結果、村井家の血筋継承意識は高まり、正統な血筋を濃く継承する方針から、婿養子が選択されていた。村井家は、利家時代から前田家に仕えており、綱紀はその由緒を重視したため、この意向を示し、また第三章で述べたように村井親長を人持組頭に就任させ、同家を年寄家の一つとしたのである。綱紀期には、前田家の歴史に関する取り調べなどが行われており、その過程で村井家を評価し、重視するに至ったのであろう。また、そこで得た諸情報をもとに、綱紀は多くの役方・番方職の創設を行

い、家臣を「家中」に包摂し、「御家」を成立させたと考えられる。こうした「御家」成立過程に、村井家の養子に対する綱紀の意向が位置付くのである。

終章「成果と課題・見通し」では、本論文で明らかにしたことを「年寄制の確立」「年寄の「家」と年寄制を支えた秩序・諸制度」にまとめて論じた。また、今後の課題としては、第1に年寄制を基礎とする年寄政治がどのように近世中後期に展開していたのかということ、第2に具体的な分析対象とする年寄家を増やすことをあげ、それらに対する見通しを簡単に述べた。

学位論文審査報告書

平成 31 年 2 月 4 日

1 論文提出者

金沢大学大学院人間社会環境研究科

専攻 人間社会環境学専攻

氏名 林 亮 太

2 学位論文題目（外国語の場合は、和訳を付記すること。）

近世大名家における家老制の研究 ― 加賀前田家を事例に ―

3 審査結果

判定（いずれかに○印） 合格・不合格

授与学位（いずれかに○印） 博士（社会環境学・文学・法学・経済学・学術）

4 学位論文審査委員

委員長 黒田 智 ⑩

委員 能川 泰治

委員 平瀬 直樹

委員 村井 淳志

委員 山本 洋

委員

（学位論文審査委員全員の審査により判定した。）

5 論文審査の結果の要旨

本論文は、近世中後期における加賀藩前田家を対象に、近世大名家における家老の職制とそれを支えた諸制度を解明した労作である。膨大な史料の博搜にもとづく本論文の成果は、今後の加賀藩研究において必読の書となるであろうし、近世大名・藩研究においても多大な影響をおよぼす仕事となるであろう。

本論文は、以下の3部9章の論文と2本の補論によって構成されている。

序章「研究史整理と本論文の分析視角」では、家老研究の現状を整理した上で、①近世中後期における家老研究、②家老を構成した家の視点からの検討を課題に掲げている。

第1部「年寄の確立過程」は、貞享3年(1686)の職制改革を画期とする年寄制の確立過程をたどっている。

第1章「保科後見期・綱紀前期の重臣」では、会津藩主保科正之が5代前田綱紀の舅として藩政を後見していた時期の重臣を中心とした政治構造を明らかにしている。この時期には、重臣が「国中仕置」衆と「国之仕置」衆に分かれていた。やがて綱紀の親政開始にともない、両グループが統合されてゆく点に年寄制の萌芽をみるが、いまだ未確立であったとする。

第2章「綱紀中期における重臣の職掌と職名の変化」は、貞享3年(1686)の職制改革に年寄制の確立過程をみる。同改革によって、重臣は「大老一年寄一若年寄」の3区分に再編制された。こうした平時の政治をつかさどる役方の職制は、有事の軍事組織である番方と対応するかたちで編制された。当初、藩主綱紀は、人持組頭を八家に固定して公儀向きを担当する「大老」として選任する一方で、人持組のなかの有能な人材が月番・加判となって「年寄」(家老)を勤めて、藩内全体を統括することを想定していた。しかし、人持組頭が藩政に関与し、月番を勤める「年寄」が欠員となったことで、宝永4年(1707)に月番を勤めない「家老」という役職が誕生した。これ以降、「年寄」とは、月番を独占し、執政職を勤める八家のことを指すようになったという。当初、企図されていた職制改革は蹉跌し、八家は代々年寄職を勤める世襲の「家老」として強大な権力をにぎることになったと論じている。

第3章「人持組頭による組支配制度の確立とその背景」では、こうして誕生した年寄の番方における職名である人持組頭が人持組支配を制度的に確立してゆく過程を明らかにしている。なかでも八家のなかでもっとも遅く、元禄3年(1690)に人持組頭に就任した村井親長の事例は、同家の由緒を加味しながら検討され、藩主綱紀が志向する年寄にふさわしい理想の家が形成されてゆく過程でもあったと論じている。

補論1「人持組の構成に関する基礎的検討」は、人持組を構成する武士の家の変容を丁寧にたどった基礎的研究である。人持組を構成する家数は時代が下るにつれ増加し、17世紀末の元禄期と18世紀後半の慶応期では15家の増加がみられた。これらは、年寄家の分家によって加入したか、平士身分から人持組に昇進した家であった。後者の事例は約160年の間にわずか19名にとどまることから、人持組と平士との間には大きな壁があり、加賀藩前田家家臣団の閉鎖的性格が読み取れるとしている。

第2部「年寄の職制とその実態」は、年寄制とその職務内容についてまとめている。

第4章「年寄の番方職」は、人持組頭による人持組支配の実態をひもとき、それが世襲制度（役職就任制）によって支えられていたことを明らかにしている。年寄家を相続した若い当主は、見習や加判・月番といった役方の職に就いたのち、番方の職である人持組頭に就任して、約10家の組士を支配しながら、さまざまな事案を円滑に処理していた。人持組頭は、組士からの情報をもとに「人撰書（評価書）」を作成し、御用番（その月に当番となった年寄）へ提出したほか、役職就任の推薦を行っていたことなどを明らかにしている。

補論2「年寄の後見制」では、本多政和を事例に、後見制が役職就任前の年寄を年寄同士で支え合う制度で、世襲制と家の安定的な存続を実現させる重要なシステムであったことを明らかにしている。

第5章「年寄の叙爵と藩政」では、年寄の叙爵システム（陪臣叙爵制度）に注目し、叙爵された諸大夫年寄の藩政における役割について考察している。叙爵者の選定における基準は、綱紀が定めた「家之列（年寄八家の序列）」にあり、座列や役職就任の基準ともなっていた。叙爵された諸大夫年寄は大老（公儀御用）となり、幕令の伝達等の重要事項に携わったほか、幕末には藩主の名代となり、幕藩関係の維持・安定化に寄与した。

第6章「一八世紀後半における前田家の家臣団と人選」は、18世紀後半の前田家家臣団に起きていた風俗の乱れの原因が年寄・家老の人選にあるとする認識に着目する。年寄のみならず、家老にも広がる世襲制や家格重視の役職就任制という弊害が指摘されながらも、ついに制度が変更されるにはいたらなかったことを論じている。

第3部「年寄の「家」と由緒」では、年寄を構成した各家に注目し、藩主や年寄の間でそれらの家の由緒がどのように意識されてきたのかを明らかにしている。

第7章「奥村宗家の養子からみる「家」関係と「家」意識」は、年寄家である奥村宗家が、家祖永富以来、前田家を支えてきたという輔翼的行為に対する譜代意識をもち、同家の養子を

すべて永富の血筋を継承する奥村支家から迎えていたことを明らかにしている。

第8章「前田家の墓目役と奥村家」では、奥村家が家職として勤めていた墓目役に注目して家意識をさぐる。墓目役とは、藩主前田家に関係する者が出産や病気の際に、鎬矢の一種である墓目を射る辟邪の儀礼的行為である。墓目役を勤めるのは「家柄」によるものであり、奥村家だけが勤めてきた家職であるとする強固な認識をもっていたことを明らかにしている。

第9章「村井家の相続観念と「御家」」は、村井家の事例から年寄の家意識にせまる。村井家では、綱紀が残した意向を根拠として、正統な血筋で家の再生産を保証しようとする意識が高かったことを指摘する。さらに、綱紀期は、家臣に由緒を提出させ、新たな役方・番方職を創出し、家臣を家中に包摂させた「御家」の確立期であったと位置づけている。

終章「成果と課題・見通し」では、これまでの論述を整理し、加賀前田家における年寄制の確立と年寄の家・年寄制を支えた秩序・諸制度についてまとめている。特に、年寄制をふくむ加賀藩の職制や藩政の基礎が5代前田綱紀によって創出されたこと、この綱紀の定めた年寄制や家老の人選といった諸制度が祖法化し、諸矛盾をはらみながらもついに変更されることなく幕末を迎えたこと、綱紀の存在は後世にまで大きな影響をおよぼし、年寄の各家の由緒と強く結びついて世襲制という閉鎖的で安定的な家の存続を実現させていたことを論じている。

本論文の意義と課題をまとめると、第1に、加賀藩年寄に関する膨大な史料を博搜し、丁寧な整理を施し、緻密な悉皆的データにもとづく膨大な図表を付した労作である。巻末の約50ページにわたる図表や系図は、提示の仕方に工夫を要するものの、今後の加賀藩研究において必携の資料として活用されるものと思われる。

第2に、これまで先行研究が手薄な近世中後期の加賀藩の職制を実証的に論じた研究として秀逸である。特に(1)家老研究を整理し、保科後見期における重臣制を論じた上で、貞享の職制改革と年寄八家の誕生の歴史的経緯がクリアになった。加えて、(2)番方(人持組)と役方(家老)の有機関係をたどり、(4)陪臣叙爵制度を利用した藩内秩序、さらには(5)各家の養子相続を通した祖先観・家意識にもとづく近世中期の世襲制維持システムの解明を進めたことで、藩や大名、年寄といった家の安定的で持続的な存続をもたらした背景が明らかになった点も高く評価したい。

第3に、奥村・村井家を素材にした年寄の家の問題にほとんど初めて着手した成果である。日本近世史研究では、19世紀の村の由緒の研究に加えて、幕末の大家の顕彰、17世紀の寺社の由緒論がさかんになりつつあり、年寄の家研究には実に豊かな可能性を感じさせる。他の

年寄家にも目配りをしつつ、より個別的・具体的事情に肉薄しながら、年寄の家がもつ特権や特質を徹底的に抽出してゆく必要があるだろう。

第4に、加賀藩における職制や藩政の基礎、さらには年寄各家の家秩序・由緒の根拠が、あらためて前田綱紀という個性に帰結するという指摘はきわめて興味深い。綱紀期の八家や家老をはじめとする藩内秩序の実態に、どのような矛盾やひずみがあったのか。藩主権力の強い職制への改革を構想していた綱紀がいかにして挫折し、その後の藩主権力をどのように規定したのか。綱紀という存在が後世にひとり歩きをはじめ、綱紀の職制や藩政が規範化・祖法化し、年寄の各家の由緒や祖先観に絶大な影響力をおよぼしたのはなぜなのか。幕藩制への展望をもった見通しを立てて論じてほしい。

そのほか、「体制」概念や「年寄」「年寄制」「年寄政治」のちがいなど、表記や論述、構成に熟さない箇所が見受けられること、特定の時期の制度の静的な分析にとどまることなく、意思決定の実態などの動的ダイナミズムを論じ加えるべきであること、個別事例研究の蓄積だけにとどまらず、江戸中後期の幕藩秩序という大きな枠組みで展望することが望ましいとの意見も出された。とはいえ、これらの多くは、本論文の実証的分析がもつきわめて高い評価を損なうものではなく、今後、論者がさらに精緻な検討を加えてゆくべき課題と位置づけられる。

以上の評価をふまえ、慎重に審査した結果、審査委員会は全会一致で本論文を博士の学位を授与するに値する内容を備えていると判断した。